

会員規約

（目的）

第 1 条 この法人は、三段峡を中心とする太田川流域に暮らす人々が、里山の資源を活用し豊かなライフスタイルの構築に寄与する事を目的とする。 <三段峡－太田川流域研究会定款第3条>

（会員区分）

第 2 条 正会員(個人)7,000 円、 賛助会員(個人)3,000 円、 賛助会員(団体)10,000 円 とする。

（会員特典）

第 3 条 正会員は、総会の決議権あり。事業提案もできる。
正会員には別紙の特典が与えられる。(別紙参照)

（会員解約）

第 4 条 本人より申し出、または、1 年以上会費の入金がない場合、会員解約とする。

（入会申込の拒絶）

第 5 条 当法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- (2) 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
- (3) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合
- (4) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
- (5) 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合
- (6) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合